

制度の紹介～あんしんサポートねっと～

あんしんサポートねっと(日常生活自立支援事業)は、高齢者や知的障害・精神障害のある方などが、安心して生活が送れるように、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用料の支払いや日常的な金銭管理等について援助するものです。熊谷市では、熊谷市社会福祉協議会が実施しています。支援を行う場合は契約が必要となります。

- 利用料金**
- 福祉サービスの利用援助
 - 日常生活上の手続き援助
 - 日常的な金銭管理
- 1回1時間まで1,200円
- 通帳預かり**
- 1回1時間まで1,600円
以降30分ごとに400円が加算
- 書類等預かりサービス
基本料2,000円(年間)利用料500円(月額)

○福祉サービスの利用援助
定期的に訪問し、福祉サービスの利用の仕方
の説明や利用中のサービスの相談の対応。

○日常生活上の手続き援助
日常の暮らしに必要な事務手続き(郵便物の
整理や市役所の手続きなど)のお手伝い。

○日常的な金銭管理
日常の暮らしに必要なお金を金融機関で出し
入れし、お金の使い方の確認。

○書類等預かりサービス
大切な書類(年金証書、実印や銀行印、預貯
金の通帳、不動産の権利証など)を金融機関の
貸金庫で預かる。

問い合わせ先
熊谷市社会福祉協議会・熊谷支所
熊谷市本町1-9-1 TEL048-521-2735

ピアカウンセリング

当センターでは、毎月、障害当事者の方による相
談会「ピアカウンセリング」を実施しています。
同じ悩みや経験を持つピアカウンセラーが、同じ
立場で相談者のお話をお聞きし、悩みや不安の軽減
や必要なアドバイスを行うものです。
場所は熊谷市立障害福祉会館(熊谷市宮町2-65)と
なります。お申込み・お問い合わせは当センターま
でお願いたします。

視覚障害者対象

- 毎月第1土曜日 午前10時～午前11時30分
- ピアカウンセラー 岡田ひろみ氏

聴覚障害者対象

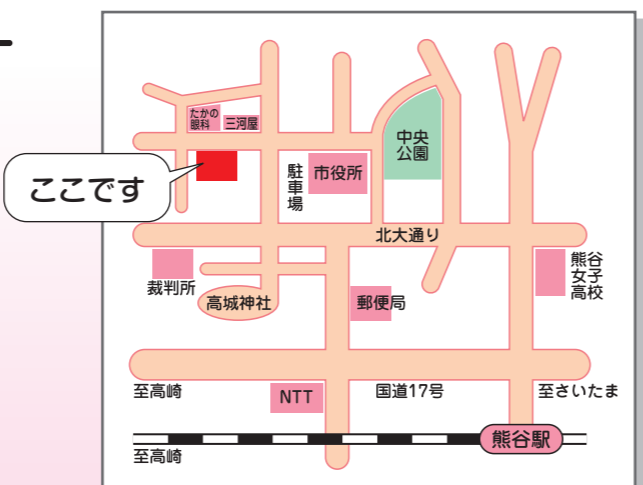
- 毎月第2日曜日 午前9時～午前10時30分
- ピアカウンセラー 岩田恵子氏

肢体不自由者対象

- 毎月第2金曜日 午後1時30分～午後3時
- ピアカウンセラー 高橋美香氏

熊谷市障害者相談支援センター

- 相談受付 9時～17時
- 休業日 毎週火曜日・祝日・振替休日
ねんまつねんし がつ か
年末年始(12月29日～1月3日)
- 所在地 〒360-0041 熊谷市宮町2-65
(熊谷市立障害福祉会館内2階)
- 電話 048-501-0439
- FAX 048-578-4026



くまがや 通信



発行元 熊谷市障害者相談支援センター

〒360-0041
熊谷市宮町2-65(熊谷市立障害福祉会館内2階)
電話048-501-0439 FAX 048-578-4026

E-mail kuma-syougai-soudan@comet.ocn.ne.jp
URL http://kumagaya-soudan.jp/

障害者差別解消法が施行

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解
消の推進に関する法律」(略称「障害者差別解消法」)
が施行されます。この法律は、すべての国民が障
害の有無によって分け隔てられることなく、相互
に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の
実現につなげることを目的に、主に下記のことを
定めています。

また、相談及び紛争の防止などのための体制の
整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消
するための支援措置についても定めています。

- ① 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業
者による「障害を理由とする差別」を禁止する
こと。
- ② 差別を解消するための取り組みについて政府
全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。
- ③ 行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とす
る差別の具体的な内容等を示す「対応要領」・「対
応指針」を作成すること。

障害を理由とする差別とは?

○不当な差別的取扱い
障害があるという理由だけでスポーツクラブに入れないこと、アパートを貸してもらえないこと、車
椅子だからといってお店に入れないことなどは、障害のない人と違う扱いを受けているので、「不当な差
別的取扱い」であると考えられます。
ただし、他に方法がない場合などは、「不当な差別的取扱い」にならないこともあります。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障害を理由とする差別の解消の
推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施する
ために作成するものであり、障害を理由とする差
別の解消の推進に関する施策の基本的な方向性を
定めるものです。

また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ご
と、分野ごとに定められるものであり、当該行政
機関等、当該分野における障害を理由とする不当
な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理
的配慮として考えられる好事例を示すものです。

このうち、国の行政機関等が自らの職員に向けて示
すものが「対応要領」、民間事業者の事業を担当する大
臣が民間事業者に向けて示すものが「対応指針」です。

障害者差別解消支援地域協議会

障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防
止、解決の取り組みを進めるため、国や地方公共団
体の機関が、それぞれの地域で「障害者差別解消支
援地域協議会」を組織できるようになっています。
関係する機関などのネットワークが構成される
ことによって、地域全体として、差別の解消に向け
た取り組みが行われることをねらいとしています。